

高齢者住宅の地震対策（減災対策）

阪神淡路大震災や新潟県中越沖地震では、倒壊した家屋の下敷きとなり多くの高齢者が亡くなっています。その要因として、高齢者世帯では経済的負担や将来計画がないため住宅の耐震化を諦めていると考えられます。

*震度6強の地震で高齢者の避難は困難です。

あきらめないで、まず、できることからやってみましょう。

- (1) 寝室や茶の間は、2階が上がっていない平屋の部屋に移りましょう。
- (2) 寝室には転倒すると危険な家具を置かないか、金具で固定しましょう。
- (3) 補強ができる家は、予算に合わせた効果的な簡易（部分）補強をしましょう。
- (4) 補強が困難な古い家は、応急補強や「耐震シェルター」、「防災ベッド」等の活用も考えてみましょう。

*30万円程度で可能です。



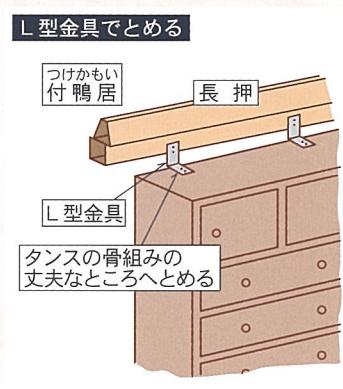
耐震シェルター



部分補強例



防災ベッド



家具の固定方法

平成20年度から、「高齢者すまいの地震あんしん事業」として耐震アドバイザー派遣を、平成21年度から3年間、高齢者住宅へ「訪問アドバイス」を実施しています。

また、市町村が「減災対策費補助」として行う事業で、補強後の耐震評点が「0.7以上」の場合には県も補助しますので利用してください。

訪問アドバイスを希望する場合は最寄りの総合支庁建築課にご連絡ください。

耐震化に関する相談

耐震化したいが、誰に相談したらよいか分からない場合には、耐震相談窓口になっている最寄りの総合支庁建築課に連絡ください。

[村山総合支庁建築課] TEL.023-621-8236

[置賜総合支庁建築課] TEL.0238-26-6091

[最上総合支庁建築課] TEL.0233-29-1418

[庄内総合支庁建築課] TEL.0235-66-5642